

2018年（平成30年）3月1日

藤沢市認可保育所設置運営法人募集要項

1 募集目的

藤沢市では、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」施行に伴い、今後5年間の幼児期の教育・保育等の量の見込みと確保方策を定めた「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」及び「藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）」を策定し、様々な取組を進めてきたところです。

しかしながら、保育所等利用申込者数は年々増加していること、また平成29年4月1日現在の国基準待機児童数は「148名」であることなど、ガイドライン策定時の保育ニーズの見込みを上回る実情を踏まえ、ガイドラインの中間見直しを行った結果、平成31年4月に向けて保育所整備を行っていく必要があるため、認可保育所の設置運営法人候補者を公募します。

2 応募資格

(1) 次のいずれかの条件を満たす法人

ア 平成30年4月1日時点で、神奈川県内または東京都内で認可保育所を2年以上運営している法人

イ 平成30年4月1日時点で、定款に記載されている事務所の所在地が藤沢市内の社会福祉法人

ウ 平成30年4月1日時点で、藤沢市内で幼稚園を2年以上運営している法人

エ 平成30年4月1日時点で、神奈川県内で認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型のいずれかに限る）を2年以上運営している法人

オ 平成30年4月1日時点で、神奈川県内で地域型保育事業を2年以上運営している法人

カ 平成30年4月1日時点で、藤沢型認定保育施設を2年以上運営している法人

※ ただし、既存の地域型保育事業所及び藤沢型認定保育施設を認可保育所へ移行する提案は不可とします。

(2) 保育所を設置運営するために下記(5)イで示される資力・信用を有していること。

(3) 継続的に安定した保育所運営ができること。

- (4) 児童福祉法、神奈川県の子童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（以下「設備運営基準条例」という。）等の関係法令に適合し、保育所保育指針を遵守して保育を実施すること。
- (5) 以下の通知に示されている要件を満たしていること。
 - ア 保育所の設置認可等について（平成12年3月30日 児発第295号）
 - イ 「保育所の設置認可等について」の取り扱いについて（平成12年3月30日 児保第10号）
 - ウ 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（平成16年5月24日 雇児発第0524002号・社援発第0524008号）

3 設置場所の条件

- (1) 募集地区及び設置数
 - ア 東南地区（藤沢地区及び鵜沼地区） 2園（予定）
 - イ 西南地区（辻堂地区） 1園（予定）
 - ウ 北部地区（湘南台地区・長後地区） 1園（予定）
- ※ 一つの地区につき、一法人一提案とします。
- ※ 既存の認可保育所、幼稚園及び認定こども園と一定の距離があることが望ましい。
- (2) 原則として風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規制に該当する店舗から一定の距離があること。（商業地域内30m以上、それ以外の地域70m以上）ただし、当該店舗が一定の距離内に存在する場合、提案事業者の責任により当該店舗から承諾等を得ていること。
- (3) 周辺の環境が認可保育所として支障がないこと。
- (4) 保育室の設置階数は建物の3階以下であること。
- (5) 災害時の緊急避難等、児童の安全が確保できる建物であること。
- (6) 屋外遊戯場が確保できない場合は、近くに代替えとなる公園があること。
- (7) 神奈川県が公表している津波浸水想定区域外であること。
- ※ 神奈川県ホームページ参照
(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f532320/p892444.html>)

4 整備手法

- (1) 既存建物賃借型
 - ア 既存建物を賃借し、改修することにより認可保育所を運営する。
 - イ 賃借期間は開所から10年以上担保されていること。
- (2) 新築建物賃借型

ア 現在建築中の建物及び今後建築予定の建物を賃借し、改修することにより認可保育所を運営する。

イ 賃借期間は開所から10年以上担保されていること。

※ 今回の公募にあたっては上記のとおり「賃借改修型」のみ提案可とする。

5 施設の条件

(1) 施設及び保育環境については、「設備運営基準条例」「保育所設置認可に係る審査基準」を満たすとともに、「保育所設置認可に係る行政指導の指針」に適合するよう努めること。

(2) 賃借する建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）に基づく検査済証を得ていること、もしくは、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン（平成26年7月2日 国住指第1137号）」に則った指定確認検査機関による適合状況調査の結果、適法に施工済みであることが確認できること。

(3) 賃借する建物は、建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）を満たしていること。

また、賃借する建物が昭和56年5月31日以前に確認通知を受けている場合は、耐震診断により構造耐震指標（ I_s 値）が0.6以上、または I_w 値1.0以上であることが確認できること。

(4) 建物、消防及び給食設備等については、関係法令を遵守するとともに、所管官庁からの指示に従うこと。

6 運営の条件

(1) 定員規模

定員は原則64名とする。

また、年齢別の定員設定は原則次のとおりとし、細部については選考後市と協議のうえ、結論を得ることとする。

※ 東南地区に限り、事前に市と調整のうえ、許可を得た場合は定員64名未満及び64名以上の提案を可能とし、130名程度の提案については、審査（後述）において加点する場合があります。（ただし、32名未満及び131名を超える提案は不可とします。）また、定員が64名でない提案があった場合は、地区内の設置園数を調整することがあります。

[年齢別定員設定]

0歳児：6名、1歳児：10名、2歳児：12名、3歳児：12名、

- 4歳児：12名、5歳児：12名
- (2) 入所対象児童
生後6ヶ月～小学校就学前の児童
※ 生後6ヶ月以前からの受入を提案することは可能とします。
- (3) 職員配置
「保育所設置認可に係る審査基準」に定めるほか、1歳児の配置を1：5とすること。
- (4) 開所時間
月～土曜日7時～18時
- (5) 延長保育
月～金曜日18時～19時
※ 平日19時以降及び土曜日18時以降の延長保育を提案することは可能です。
- (6) 休所日
日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、3日及び12月29日、30日、31日とする。
- (7) 給食
ア 完全給食とすること。
イ 施設内調理により給食を提供すること。
※ 「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日 児発第86号通知）を遵守する場合に限り、給食調理業務の外部委託を認めるものとします。
- (8) 開所時期
平成31年4月1日の開所とする。
※ 開所時期が平成31年4月2日以降の提案は不可とします。
※ 提案した開所年月日を厳守すること。（厳守されない場合、選考を取り消す場合があります。）
- (9) 特別保育
ア 一時預かり事業：全ての地区で提案可能。
提案にあたっては、国通知「一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日 雇児発0717第11号）」「藤沢市認可保育所一時預かり事業実施要綱」及び「藤沢市法人立保育所に対する運営等業務助成費取扱基準（以下、「取扱基準」という）」の助成条件を遵守すること。
なお、定員は10名を原則とし、専用のスペースを設けること。（1歳児の需要が多いことから児童1人あたり3.3㎡の面積を確保してください。）

- イ 休日保育事業 : 全ての地区で提案可能。
提案にあたっては、「藤沢市休日保育実施要綱」を遵守すること。
- ウ 病後児保育事業 : 全ての地区で提案可能。
提案にあたっては、国通知「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日 雇児発0717第12号）」「藤沢市乳幼児健康支援一時預かり事業実施要綱」及び「取扱基準」の助成条件を遵守すること。
なお、定員は6名を原則とし、専用のスペースを設けること。
- ※ 各要綱及び「取扱基準」については、次のURLを参照してください。
なお、掲載している各要綱及び「取扱基準」は現時点のものであり、今後、改正する可能性があります。
- 〈藤沢市認可保育所一時預かり事業実施要綱〉
(<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kodomo-se/event/documents/itiji.pdf>)
- 〈藤沢市休日保育事業実施要綱〉
(<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kodomo-se/event/documents/kyuujituhohikuyoukou.pdf>)
- 〈藤沢市乳幼児健康支援一時預かり事業実施要綱〉
(<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kodomo-se/event/documents/byougoji.pdf>)
- 〈藤沢市法人立保育所に対する運営等業務助成費取扱基準〉
(<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kodomo-se/event/documents/toriatukai.pdf>)
- (10) 近隣住民との良好な関係を確保すること。
※ 事前相談期間中に設置場所の近隣住民に対し、「藤沢市認可保育所設置運営法人募集」に応募する予定であることを周知していただき、対応状況について選考委員会において聞き取りします。
- (11) 保護者の送迎時の利便性と近隣への配慮のため、駐車スペース・駐輪スペース・ベビーカースペースを極力確保すること。
- (12) プール遊びスペースを極力確保すること。
- (13) 屋外遊戯場を極力確保すること。
- (14) その他
定員とは別に3歳児の弾力受け入れ枠を設けることが可能な施設面積を確保しており、かつ職員配置を満たすことが可能な提案については、審査において加点します。

7 補助金について

補助金制度については、平成30年度の補助金制度に係る国・県の動向により、見直しをする場合があります。

(参考) 以下は現行の補助金制度です。(安心こども交付金事業費補助金活用)

(1) 建物賃借型施設整備費に対する補助金

補助額：施設改修及び設備整備に要する費用の3/4を補助(上限2,025万円)

(2) 建物賃借料に対する補助金(礼金、管理費及び共益費を含む)

開設前補助額：建物賃借料に係る費用の3/4を補助。(上限年額1,000万円)

開設後補助額：建物賃借料に係る費用の1/2を補助。(上限年額1,000万円)

ただし、賃借期間に1年に満たない期間がある場合は月額833千円を上限として算定します。

(3) 運営費

ア 児童保育委託費(公定価格に基づく運営費)

公定価格の試算については、内閣府 子ども・子育て支援新制度ホームページに掲載されている公定価格単価表(保育園)を参照してください。

(<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/faq/jigyousya.html>)

※ 地域区分については、12/100となります。

イ 保育所運営等業務委託費(市単独の(一部を国・県の補助金を財源とした)委託料で、年度当初に見込み金額で契約し、年度末に実績に応じた精算を行います。)

ウ 一時預かり事業に係る運営費補助

エ 休日保育事業に係る運営費補助

オ 病後児保育事業に係る運営費補助

※ ウ～オについては、実施した際、イに含んで支給します。なお、助成額については、「取扱基準」を参照してください。

(<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kodomo-se/event/documents/tori-atukai.pdf>)

8 申込み手続き

(1) 事前相談(必須)

応募を検討されている法人は、申込み手続きの前に必ず事前相談をしてください。(事前相談のない応募は受け付けることができません。)

※ 事前相談の日時については、電話で子育て企画課に連絡をして調整して

ください。(電話番号：0466-50-3562)

ア 事前相談受付場所

藤沢市 子ども青少年部 子育て企画課 施設整備担当
藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎3階

イ 事前相談期間

平成30年3月1日(木)～平成30年4月9日(月)

ウ 受付時間

9時～正午、13時～17時(土・日・祝日を除く)

エ 必要書類

事前相談依頼書

【添付書類】

①現地案内図、②計画平面図案、③土地公図写し④土地建物全部
事項証明書、⑤法人の概要がわかる資料(パンフレット等)⑥既
存運営施設の概要がわかる資料(パンフレット等)、⑦現地写真

(2) 質疑・回答

質問受付は平成30年4月9日(月)までとなります。

回答については、公平性の観点から他の事業者と共有する必要があると
判断した場合にはホームページ上に掲載させて頂くことがあります。

(3) 応募申込みについて

ア 受付場所

藤沢市 子ども青少年部 子育て企画課 施設整備担当
藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎3階

イ 受付期間

平成30年4月11日(水)～平成30年4月13日(金)

ウ 受付時間

9時～正午、13時～17時(土・日を除く)

エ 提出書類

次に掲げる書類を、受付期間中に正本1部、副本9部提出してください。

I 藤沢市認可保育所設置運営法人応募申込書(様式1)

II 法人概要調書(様式2)

【添付資料】

(2-①)役員名簿及び代表者の経歴書

(2-②)過去3年間の法人収支決算書

III 既存運営施設の概要に関すること(様式3)

【添付資料】

(3-①)既存施設のパンフレット

- (3-②)既存施設の保育課程
- (3-③)既存施設の案内図・配置図・平面図・現況写真
- (3-④)既存施設の直近2回分の所管官庁監査等結果写し
※ 監査等結果において指摘があった場合、その後の改善内容等について審査において聞き取りすることがあります。
- (3-⑤)既存施設の直近2年間の収支決算書

IV 事業計画書（様式4）

【添付資料】

- (4-①)賃借物件の概要が分かる書類（重要事項説明書等）
- (4-②)選定された場合に建物を借用する旨が証明できる覚書・誓約書等
- (4-③)開園までのスケジュール表
- (4-④)公図・周辺案内図（園庭の代わりに代替公園とする場合は道のりを記載）
- (4-⑤)配置図（駐車場・駐輪スペース・ベビーカースペース・園庭・ポールのスペース「有」の場合はそれらの位置を記載）
- (4-⑥)広域避難場所及び避難施設までの経路・距離がわかる地図

V 建物及び各室の状況調書（様式5）

【添付資料】

- (5-①)平面図、立面図
- (5-②)現況写真（周囲の状況を含む）
- (5-③)検査済証の写しまたは「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン（平成26年7月2日 国住指第1137号）」に則った検査結果により、適法に施工済みであることが分かる書類
- (5-④)新耐震基準に適合していることが確認できる書類（耐震診断結果の写し等）
（昭和56年5月31日以前に確認通知を受けた建物の場合のみ提出）

VI 保育所運営に関する提案（様式6）

【添付資料】

- (6-①)保育課程
- (6-②)指導計画
- (6-③)食育計画
- (6-④)職員の研修計画・人材育成計画
- (6-⑤)年間の防災計画
- (6-⑥)保健計画
- (6-⑦)保育士・施設の自己評価計画

(6-⑧)近隣対応にかかる資料、対応範囲地図

VII 職員に関する調書(様式7)

【添付資料】

(7-①)必要保育士数算出表

(7-②)施設長の履歴書

(7-③)職員採用計画(採用手法、スケジュール等)

VIII 資金計画書(様式8)

【添付資料】

(8-①)借入金の償還計画表

(8-②)工事費等概算見積書

IX 自己資金内訳書(様式9)

【添付資料】

(9-①)残高証明書

X 開園後の資金収支予算書(様式10)

【正本のみに添付する資料】

①建物及び用地の全部事項証明書

②法人定款

③法人の履歴事項全部証明書

④納税証明書(法人税・消費税及び地方消費税)

⑤役員名簿及び代表者の経歴書

※ 市長が必要と認める書類の追加提出を求める場合があります。

※ 応募に関する費用は応募者の負担となります。

※ 提出いただいた書類等は返却いたしません。

(4) 提出方法

事前にご連絡の上、持参してください。(郵送提出不可)

※ 提出にあたっては、1部ごとにA4版のファイルに綴り、各書類の先頭にはインデックスを付けてください。

9 運営法人の選考と決定

募集地区別に選考委員会において書類審査・ヒアリング等により総合的に審査採点を行い、あらかじめ定めた合格点を上回る提案の中から点数が最も高いものを選定します。

(1) 選考委員会日程

平成30年4月25日(水)～27日(金)(予定)

(2) 開催場所

本庁舎内会議室(予定)

(3) 時間配分の日安

プレゼンテーション15分、提案内容ヒアリング30分

10 審査の基準

基本的な応募資格及び応募条件の確認を行い、資格・条件を満たす法人について、次の審査基準に基づき審査採点を行います。

(1) 法人の基本的要件

- ア 財務面の健全性・安定性
- イ 認可保育所の管理運営実績

(2) 事業の提案内容

- ア 設置条件の提案内容について
- イ 運営内容の提案内容について
- ウ 職員配置の提案内容について
- エ 資金計画の提案内容について

(3) 既存園の現地視察による保育内容等

法人が現在運営している認可保育所等への視察を行い、保育現場における保育内容等について採点いたします。

(4) プレゼンテーション及びヒアリング

法人の適性・提案内容・実現可能性等を総合的に判断いたします。事業の提案内容について、質疑に回答ができる実務担当者をご同席くださるようお願いいたします。

11 スケジュール (想定)

日程	内容
平成30年3月1日(木)	募集要項配布・事前相談・質問受付開始
4月9日(月)	事前相談・質問受付終了
4月11日(水)	申込み受付開始
4月13日(金)	申込み受付終了
4月中旬	保育現場視察
4月25日(水)～27日(金)	選考委員会 (プレゼンテーション、ヒアリング)
5月上旬	選考結果通知発送 県への事前相談
6月中旬	6月議会において選考結果報告

提案内容に応じて	県への事前協議（神奈川県児童福祉審議会への 諮問） 国・県補助金交付申請（市→県） 国・県補助金交付決定（県→市） 補助金交付申請（法人→市） 補助金交付決定（市→法人） 入札・工事契約・着工 県認可申請・県現地検査 竣工・検査 開設準備 認可・開園
平成31年4月1日	

- ※ 選考結果については、可否にかかわらず、応募した法人すべてに郵送にて通知します。
- ※ 予算案の議決をもって正式決定となるため、選考結果の公表は予算の議決後となります。そのため、議決がされない場合は選定を取り消す場合があります。
- ※ 選定された場合は、非常にタイトなスケジュールで県への事前協議書類提出等の手続きに対応していただくこととなります。

1.2 その他

- (1) 提出された応募書類は、公表等に必要な場合、無償で使用できるものとします。また、情報公開請求により開示する場合があります。なお、応募者の正当な利益を害するものについては、使用・開示の対象とはしません。
- (2) 補助金については、国・県の補助金を活用する予定のため、当該補助金の交付決定が受けられない場合には事業を停止することがあります。
- (3) 審査の結果、事業者として選定されたとしても、提出された提案内容、関係法令等に基づく保育所設置運営ができないと判断した場合には、事業者としての選定を取り消す可能性があります。その場合、次の条件を満たす提案を繰り上げることがあります。
 - <繰り上げにあたっての条件>
 - ア あらかじめ定めた合格点を上回っていること。
 - イ 平成31年4月1日に開所できること。
- (4) 事業を行うために締結する契約については、市が行う契約事務の取扱に準拠してください。また、業者の選定・備品購入については市内企業を優先してください。

以 上